

昭和36年10月1日現在

|      |                     |
|------|---------------------|
| 世帯数  | 3,060世帯             |
| 人口総数 | 14,024人             |
| 男    | 6,860人              |
| 女    | 7,164人              |
| 面積   | 8.96km <sup>2</sup> |

|     |       |     |       |     |     |       |     |       |       |      |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-------|------|
| 納税は | 2月    | 1月  | 12月   | 10月 | 8月  | 7月    | 6月  | 4月    | 4月    | 納期   |
|     | 固定資産税 | 町民税 | 固定資産税 | 全   | 町民税 | 固定資産税 | 町民税 | 軽自動車税 | 固定資産税 | カレンダ |
|     | 四期    | 四期  | 三期    | 二期  | 二期  | 二期    | 一期  | 全期    | 一期    |      |

## 町財産及營造物条例を修正可決

団地造成に町有土地売却

九月町定例議会は、九月二十七日より三日間夜場会議率で開會。町長提出議案七件、請願、陳情三件、付託事件三件の審議がおこなわれ、請願の町道路線新設改良（川包）に関する請願が、継続審査と打越道路拡張並に新設に関する請願が申請者より撤回されたほかは全議案とも可決、採択された。最終日の九月二十九日には一般

|                                                                                                                  |                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>○請願第14号 条例の一部改正について</p> <p>・下水道布設 議決を要する契約の額を<br/>         に関する請願 繰り下げ慎重を期すること<br/>         (元町) 及び になつた。</p> | <p>夏刈辰五郎氏を再選した。</p> <p>夏刈辰五郎(60才) 山西 百六十八万五千七百四十三<br/>         円となつた。</p> |
| <p>九月三十日で任期満了の<br/>         五千三百九十六円で本会計</p>                                                                     | <p>の本年度歳入歳出予算額は</p>                                                       |
| <p>一七一・工場主、任期四年</p>                                                                                              | <p>円となつた。</p>                                                             |

山前、防山の  
売却について  
緊急処置方に  
関する請願の  
約について

○議案第47号・土地売買契



査報告  
 は採択された。  
 号・財産及び  
 の付託事件審査  
 によって  
 議案中46・47号は、神奈  
 川県住宅公社が造成する住  
 宅用地の区域内に属し、道  
 路敷地予定地としての用途  
 を失つたため、県住宅公社



八日に総務常任に売却する。託され、その間条審査の結果、保険税条例の一部改正について

[illegible]

原案と比べ、  
とすることになった。  
○議案第50号・町教育委員  
会委員選任について  
出追加予算について  
協賛会  
定三万  
今回の追加予算額は八万  
九十七万八千四百五十八円  
四増二

[illegible]

**八月臨時町議**

会計課入歳出）議案第42号  
 36年度町一  
 七万六千九百八十六円増し 金百万  
 追加更正予算の主な内容 三十万  
 （歳入）②地方交付税五十 開免経

一般会計歳入歳出予算  
 普通地方交付税増。⑤国庫 越金増  
 今回の追加予算額は二百 支出金八万九千八百一十二（歳出  
 加予算額は三十

〃予備費増  
 〃請願第16号・町道路線新設、改良に関する請願について（樋町より入川谷部落に通ずるもの）  
 綿密な調査、審議を必要と認め、継続審査をすることになった。  
 〃請願第17号・打越道路拡充  
 〃請願者より撤回された。請願者より新設に関する請願（陳情第5号・町有財産（建築物）の移転に関する陳情）について  
 執行庁において処置することになった。

二宮の電話自動式に

取扱が変更、注意を

去る九月十七日より二宮と相手局が出ますから電話番号をうつして下さい。即時通話小田原、国府津、戸塚、日吉、川崎、中原、溝口、登戸の各場合一〇番をダイヤルして交換台へお申しこみ下さい。

ダイヤル直通：東京（〇三）横浜（〇五）大船（〇六）をダイヤルして交換手にお七・逗子（〇六九三）藤沢（〇六六）茅ヶ崎（〇六七）電話の故障は一一三番、

たとえば東京二〇一一二番号しらは(市内は一四番、市外は一〇五番)  
●次に電報電話局の営業時間  
五五一番へは〇三一二一  
二五五一の順にダイヤル  
間は次のとおり。

電話料金収納：午前9時  
すればなおります。  
準ダイヤル直通：平塚（〇  
六三三）鎌倉（〇六三  
五）加入事務、電報の受付：午  
前8時30分～午後5時  
市外局番をダイヤルする

④土木費二十八万九千八百円など  
⑤社会及労働施設費六万九千八百円増  
⑥乗用車購入百九十六円増  
⑦小・中学校の準要保護児童修学旅行費、車置場工事費三万四千円追加、追加十万円と役場自転車の標準化、追加分の補助金及び教科書、教材費の減額、

並三十二円増々下浜橋取付道 三万八百六十円増々補導  
一部改造工事請負費二万九  
百余円と国民年金印紙売  
き報償費九万六千円はか。

路復旧工事請負金四万五千  
⑩統計調査費六千五百五十

線路、谷戸（旧岡本前）道路及び労働力統計調査費の諸  
妙見仮道路新設工事請負金費。⑬諸支出金〡六十三  
一はか⑤教育費十八万九千六千五百四百円増〡国保診療

旧軍人恩給の受附開始

地域加算を入れて下士官左記により開始します。印  
十二年 准士官以上十三 鑑 履歴書の控等を当日持  
てこえる在職年のある人 参下さい。  
その遺族の方に本年七月  
日より現住所から恩給を  
請求することができます。  
該当者の受付を町役場で  
山西方面の人を受附。

●10月9日と13日 一色、  
中里 2宮方面の人を受附  
●10月16日と20日 川川、  
山西方面の人を受附。

火事や警察関係の事故や犯罪などがおこつたときは至急次のところへ電話して下さい

意を  
さい。  
注”通報のときは、必ずその場所をはつきりと相手に  
お告げ下さい。

て取りますから取扱時間  
 後は郵便局で受け付けま  
 す、十一月五日から都  
 部長派(出所)へ  
 急報は電話一〇番(巡査  
 部)  
 ◆押売・犯罪・事故などの  
 ◆火事の急報は電話一一九  
 (火事番)です。

夕屋番が廻ります。にし  
の○の次に四を入れ、す  
て一ケタふえます。  
東京の○三はかわりませ  
が二番は○四六三になり  
番（町役場）へ  
◆町施設の電話番号が次の  
とおり廻りました。

人事は…… 一一九番

{ 7 - 0 7 6  
7 - 0 7 6  
7 - 0 2 0  
7 - 0 5 4

7 - 0 1 3  
7 - 0 1 5  
7 - 0 2 4  
7 - 0 2 6

|             |             |    |    |
|-------------|-------------|----|----|
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 役  | 場  |
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 療民 | 所館 |
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 委員 | 会  |
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 補導 | 所  |
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 学  | 校  |
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 色  | 校  |
| 警察への急報の電話番号 | 電話の自動式により火事 | 学  | 校  |

が新設されました。身近で特別会計へ繰出金、中南病院隔離病舎経費負担金十七

四十才以上の

九月からが、相次いで

部が改正され、県内に住む有する四十才以上の人知事が特に必要と認めたには、がんの相談を受け

請願二件”

○請願第14号・下水道布設  
に關する請願について

○請願第15号・山崩れ防止  
に關する請願について

役場係で相談の上、が  
皆さんで希望なさる方  
ことができることになり  
した。

相談券の発行を受け、相談券を持つて指定医療機関相談を受けて下さい。

次の検査項目について

### 基本選舉人

名簿を調製

基本選挙人名簿の選挙有資格申告書は区長さんを通じて皆さんに提出させていただきますが、提出してない人は至急町役場へ提出して下さい。

「縦覧」

この名簿は、十一月五日から十九日までの十五日間役場で縦覧に供します。

四十才以上の人にがん相談

|                                                                                                 |                                                                    |                           |                 |                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------|----------------------------|
| 九月からかん相談法の<br>が改正され、県内に住所<br>有する四十才以上の人と<br>同居者が特に必要と認めた<br>人には、がんの相談を受ける<br>ことができることになりま<br>す。 | け検査をおこないません。<br>①診察<br>②便潜血反応検査<br>③がん細胞診<br>④虫卵反映検査<br>⑤エックツ、造影検査 | ⑥胃液検査<br>⑦組織顕微鏡検査<br>⑧血検査 | ⑨内視鏡検査<br>⑩血液検査 | 費用：検査の①④までの<br>全額県で負担されます。 |
|                                                                                                 |                                                                    |                           |                 |                            |

相談券の発行を受け、相談で所得税を一人でも

分を持つて指定医療機関で相談を受けて下さい。

次の検査項目については医師が必要と認めたものだけを受けます。

他の人には全額県が負担されます。



たばこは町内で…

皆々が買っておられるたばこの110%は、消費税として町の大切な収入になります

受診回数 一人年平均三・二回

保に對する認識と理解が高

べ

れた最近五年間の保加入者の受診率、医療費などを見てみると、加入者の國

庫

| 年度 | 現収 | 度分率   |
|----|----|-------|
| 1  | 1円 | 92.4% |
| 2  |    | 96.0  |
| 2  |    | 96.5  |
| 6  |    | 99.4  |
| 3  |    | 97.3  |

庫

| 年度 | 庫    |
|----|------|
| 31 | 1,30 |
| 32 | 1,77 |
| 33 | 2,27 |
| 34 | 2,85 |
| 35 | 4,37 |

費が三人一平均年間医療

加入者五人平均年間医療

一人当り医療費

円で三十一年度の千七百五

まつていることが、図表に示す運営の内容にあらわれております。

世帯主数と被保険者数  
三十四年度に全町皆保険を実施、世帯数四千六十八、世帯被保険者数四百五十一人増えている。

| 町 保 険 税 の 計 算 | 世帯主<br>一保   | 被保険者  |
|---------------|-------------|-------|
| 度 調 定 額       | 2, 170, 87° | 2, 34 |
| 1             | 2, 145, 354 | 2, 3  |
| 2             | 2, 422, 641 | 2, 64 |
| 3             | 3, 900, 737 | 2, 81 |
| 4             | 3, 859, 521 | 2, 79 |

### 第九回町畜産共進会

經産牛で秋沢眞氏が優等  
乳牛の品質を競い、より○第一部・經産牛の部  
乳牛の改良を計る第九回 優等賞 秋沢 眞（一色）  
町畜産共進会は、去る九月 ㊦等賞 秋山 誠一（中里）  
二十八日元 貳等賞

| 年度 |   |   | 世帯主数 | 被保険者数  |
|----|---|---|------|--------|
| 31 | 2 | 9 | 27世帯 | 4,603人 |
| 32 | 2 | 9 | 08   | 4,440  |
| 33 | 2 | 9 | 17   | 4,372  |
| 34 | 1 | 3 | 85   | 5,724  |
| 35 | 1 | 3 | 82   | 5,578  |

年度別数年数及び世帯主数

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

調定額も年々多少から補助される国庫負担金

医療費の上昇につれて国庫負担金

うちに終了した。来年度は「若等賞」

尚一層の品質の改良がなさ「若等賞」

外二名

| 年度 | 受診回数 | 1日当り<br>件数 | 医 療 費      | 1人当り医療費 |
|----|------|------------|------------|---------|
| 31 | 2.2回 | 4 日        | 7,847,552円 | 1,705円  |
| 32 | 2.6  | 3.6        | 8,563,389  | 1,928   |
| 33 | 2.8  | 4          | 10,486,733 | 2,398   |
| 34 | 2.7  | 4          | 13,617,680 | 2,379   |
| 35 | 3.2  | 3.8        | 17,062,443 | 3,059   |

円とは千三百五十四円増額になつてゐる。

九月四日～十九日までの  
町では皆さんの結核健  
染病の

結核健康診療終  
受診者は昨午



長寿橋(踏切ガード下)を改修  
工事中は交通止

園鉄東海道線鞍野踏切下にか  
けられてある長寿橋は最近歩  
者の増加と、木橋のため各個  
所に危険が多く関係住民から改修  
を望まれておりましたが、測量  
もすてにおわり近いうちに着工  
するはびじりとなりました。

工事：延長三十一米、巾員  
一、五米でコンクリート（PS  
版）の永久橋に架替します。工  
事中は通行止になりますのでそ  
の間鞍野街道をご利用願います  
（写真：改修された長寿橋）

衛生委員、組長の関係者よ  
り貴重な時間を健診のため  
にご支援をいただきましたこと  
に、広報を通じ報告と共に  
にお礼を申しあげます。

|                                                                                                                                                                                               |                                                                                    |                           |                           |                           |                           |                           |                           |                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <p>中郡下の商店及び商店街の施設の近代化とサービスの向上、経営の合理化を促進、商業の振興発展をはかる商店及び商店街のコンクールが九月二十七日に実施された。</p> <p>審査員には、県商工指導所長を初め関係係官、町関係者、町商工会関係者がなっており厳正な審査がおこなわれた。出店者からの熱心な質問に答へ、また助言をあたえるなどして、出店者が大いに活発な消費に導かれた。</p> | <p>中郡下の商店及び商店街の施設の近代化とサービスの向上、経営の合理化を促進、商業の振興発展をはかる商店及び商店街のコンクールが九月二十七日に実施された。</p> | <p>町より十五商店が参加</p>         | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>商店街は次のとおりで、</p>        | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> |
| <p>北下通り商店街</p>                                                                                                                                                                                | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p>                                                          | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> |
| <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p>                                                                                                                                                                     | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p>                                                          | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> | <p>町より出店した商店街は次のとおりで、</p> |

**心配と相談室**

みなさんの生活談にに応じて下さい。なお、上の「なやみや、この相談室は、毎月一回第三水曜日に開設します。

〇とき：10月18日（水）  
10時～15時

〇ところ：二宮町公民館  
〇相談員：家庭裁判所 福祉社事務所、保健所、人権擁護委員、町民生委員の關係と係員に訴え、相者など。

---

**自衛官募集**

○応募資格  
満十八才―二十五才  
満の中学校卒業以上

男子

○受付と手続  
十月三十一日まで  
に宮町役場へ

**秋** 全国交通安全運動  
**交** 交通事故のない町に  
**通** 道路における 著しい増加等交通事故は 危険を防止し交 までまだたえざる。 通の安全を図る。 そこで交通事故を未然に ため、秋季全国 防ぐため、運転手も歩行者 (6)無免許の者には運転させ 交通安全運動が 交通運輸をなく守り道路 ないこと。 十月十一日二での安全な運転、歩行をす (7)その他安全運転に心掛ける  
 励行する。  
 (4)路切の通過は一時停止し て安全を確かめること。  
 (5)お酒を飲んだときは運転 しないう、必ず酔をさまで 道に運転する。  
 (6)無免許の者には運転させ 道は歩く。  
 (7)その他安全運転に心掛ける  
 荷物をつけたり、かつ だりして乗らない。  
 ◎道路を歩くとき  
 ◇対面交通の励行  
 ①歩道の あるところでは 道を歩く。  
 ②歩道と車道の区別のない 道路では右側を歩。  
 ◇正しい横断の励行

図書文庫を  
公民館内に独立  
に公民館図書を利用して下  
さんに貸出して  
おります  
閲覧室が  
いのと室  
狭いため  
姿に迷惑

開全一斉に奥へ分発を付けて下さい。  
施されることになりました。  
昨年十二月二十日から新①自動車道を運転するとき、  
しい道路交通法が実施される。  
一年になろうとしておりま②通行順位の優先する車に  
すが、この間新しい警察法、通つかれたとき、遅い速度  
によつて交通事故は、警察で走るときなど道路を譲る  
での統計をみますと先年に義務を守る。  
比べ、ある程度減少された③きめられた場所、状況に  
ようですが、近年自動車のよつて徐行し、一時停止を  
①右側を一列で通行する。  
②左折、左折するとき③狭い道路から広い道路に  
出るときは一旦止つて安全  
④乗る前にブレーキ、ベル  
をよく確かめる。  
⑤夜間は灯火をつけて乗る  
⑥重過ぎるものや大過ぎ  
車に注意する。  
⑦斜の横断は危険であるとき  
⑧車の走つてくる直ぐ前か  
通り過ぎた直ぐ後は横断し  
⑨信号機のあるところでは  
「青」の信号を渡り、左折

町教育委員会では県立図書館として下さい。

たので、大いに利用、読

(写真) 新設された公民館

